

喜界町農業委員募集要領

1 募集人員

11人

2 任期

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）

3 身分

喜界町の特別職の非常勤職員

（地方公務員法第3条第3項第2号）

※秘密保持義務が伴います。（農業委員会法第14条）

4 職務内容

農業委員会の業務とは、農地法等の法令に定められた農地の権利移動や転用にかかる許認可業務及び農地等の利用の最適化の推進に係る活動とされており、法令に定められた審査業務等は農業委員となっています。

【主な業務】

- ・定例総会（毎月）での審議及び意見決定
- ・農地等の利用の最適化の推進
（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生の防止・解消、新規参入者の促進等）
- ・各種証明発行に係る現地調査
（相続税等の納税猶予に関する適格者証明等）
- ・農業者等との意見交換会（年1回）
- ・地域における話し合いの場への参加
- ・農地の利用状況調査（年1回、概ね9月から11月）
- ・農地等の利用の最適化に関する指針の見直し（概ね3年に一度）
- ・現場活動（各種相談、違反転用防止、遊休農地の発生防止・解消、その他）
- ・農業者年金加入促進
- ・全国農業新聞加入促進

5 委員報酬

月額35,400円

（地方自治法第203条の2）

（報酬及び費用弁償条例第2条）

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- （1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）何らかの公職（国会議員、固定資産評価員、当該市町村の人事委員会または公平委員会の委員、教育委員等）に就いており、関係法令等により兼職が禁止されている者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (5) 町税を滞納している者

7 推薦及び応募に係る手続き

この要領の指定様式に必要事項を記入し、持参により喜界町農業振興課までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却できませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

- ・ 応募する場合 → 様式第1号
- ・ 個人が推薦する場合 → 様式第2号
- ・ 法人又は団体が推薦する場合 → 様式第3号
- ・ 履歴書 → 様式第4号
- ・ 同意書 → 様式第5号

(2) 応募用紙の入手方法

喜界町農業委員会の窓口添えてあります。また、喜界町ホームページからもダウンロードできます。

8 受付期間（農業委員会等に関する法律施行規則第7条第2項）

令和5年3月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで

- ・ 上記期間内の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9 選考方法

- (1) 農業委員会等に関する法律第8条第4項「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」や「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」等の欠格事由該当の有無の調査を行います。
- (2) 提出された書類をもとに喜界町農業委員会委員選考委員が選考し、町長に意見を報告します。
- (3) 候補者に対し、必要に応じて面接等を行う場合があります。

10 選考の考え方

選考は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことのできる者のうちから、以下の要件に留意して書類等により評価を行います。

- (1) 「認定農業者」が過半数（要件の例外を含む）を占めること（6人以上）
- (2) 農業委員会の所掌に属する事項に関し、「利害関係を有しない者」が含まれること（1人以上）
- (3) 性別・年齢等のバランスに配慮すること

11 その他

推薦・公募状況の公表（農業委員会等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第6条）について、推薦及び公募の期間中（中間及び募集期間終了後）に次の事項をホームページで公表します。なお、誤字、脱字と認められる場合は修正します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別（規則第5条第1号）
- (2) 推薦者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及

び構成員の資格・要件（規則第5条第2号）

- （3）被推薦者（推薦を受ける者）又は応募者（応募する者）の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況（規則第5条第3号）
- （4）被推薦者又は応募者が認定農業者であるか否か（規則第5条第4号）
- （5）推薦又は応募の理由（規則第5条第5号）
- （6）推薦者が被推薦者を喜界町農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が喜界町農地利用最適化推進委員に応募しているかの別（規則第5条第6号）
- （7）その他推薦書又は応募書に記載された内容（規則第5条第7号）
- （8）被推薦者の数及びその内の認定農業者の数（規則第6条第1号イ）
- （9）応募者の数及びその内の認定農業者の数（規則第6条第1号ロ）